

第三次環境基本計画 重点分野の検討方針について

重点分野の検討については、以下の通りの要領で進めることとする。

1. 総合政策部会に対する報告の時期について

主担当の委員から、11月24日、25日、12月1日、9日の中央環境審議会総合政策部会において、順次報告して頂くこととする。

なお、報告に際しては、総合政策部会における議論のために必要が有る場合は別に資料を添付することとする。

2. 報告内容の第三次基本計画への反映方法について

個別分野の検討結果の成果物については、中央環境審議会総合政策部会における審議を経て、修正の上、環境基本計画の当該部分の素案とする。

その他の部分を含む第三次環境基本計画全体の素案については、部会長の指示の下に作成し、当該素案について総合政策部会において議論を行い、最終的な第三次環境基本計画原案を策定することとする。

3. 書式及び分量

環境基本計画の当該部分の素案とすることから、「ですます。」調の文章とする。分量としては、第二次環境基本計画の戦略プログラムにおける分野ごとの分量と同程度とすることを目安とする。(指標等を記述することから、若干分量が増えることは可とする。)

4. 構成

それぞれの分野ごとに

現状と課題

中長期的な目標

施策の基本的方向

重点的取組事項

取組推進に向けた指標(及び具体的な目標 具体的な目標を提示する場合。)

の5つの小見出しを持つ文章とする。

5. 中長期的な目標について

21世紀最初の四半世紀の内に達成すべき目標を記述することを基本とする。ただし個別計画等に別に目標年次が定められている場合には、その目標年次を踏まえて記述することを可とする。

6. 施策の基本的方向について

21世紀最初の四半世紀における環境保全施策や取組の基本的方向を記述することとする。

「第三次環境基本計画策定に向けた考え方」中「三. 今後の環境政策の展開の方向」を踏まえた方向となるように検討を行うこととする。

7. 重点的取組事項について

基本的方向で示した方向を実現するために国として重点的に取り組む事項を明らかにすることとする。

「第三次環境基本計画策定に向けた考え方」中「三. 今後の環境政策の展開の方向」に記述された内容を具体化するものとなるように検討することとする。

主体ごとに取り組むべきことについて、それを促進するための国としての取組を明らかにすることとする。

8. 主体ごとに取り組むべきことについて

環境保全に結びつく行動を促す観点から、国民、事業者、民間団体、地方公共団体、国といった主体ごとに、それぞれが取り組むべきことを明らかにすることとする。

とりあげる主体、分け方については分野によることとする。

特に地方分権や行財政改革の中で整理された国と地方の役割分担の在り方を踏まえ、環境行政において、市町村、都道府県、国それぞれに期待される役割について、必要に応じ、明らかにするよう努めることとする。

施策の基本的方向の記述の中又は重点的取組事項の冒頭に記述することとする。

9. 指標（及び具体的な目標）について

目標の達成状況や取組の進展状況を把握するための指標について検討を行い、具体的な案を策定するように努めることとする。

ここで目標を示す場合には、5年等一定期間後の目標を提示することとする。

10. その他

それぞれの分野が密接な関係を有することに留意して記述することとする。したがって、それぞれの分野に概念的に他の分野に関連する記述がおこなわれることは可とする。

分野間の記述の調整については、部会長の指導を受けつつ、主担当の委員が事務局と相談しつつ相互の連絡を行い、それぞれの分野の検討に反映させることとする。ただし、最終的な整理については総合政策部会において行うこととする。